



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail: inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

非常に多い

「退職するのやめます！」トラブル

問題社員等に対する退職勧奨が成功して、「わかりました。もう退職します」という言葉が聞けた時は、ほっと一安心ですよね。会社としては、つい気が抜けてしまうと思います。

しかし、口頭で退職のやり取りをただけです。後で簡単にひっくり返されてしまうことがあります。今回は、そのような口頭での退職合意の有効性が争われ、一審と控訴審で、裁判所の判断が真逆となった事件を紹介します。

医療法人A病院事件（一審：札幌地判苫小牧支部 R3.1.29、控訴審：札幌高判 R4.3.8）

●事案の概要

被告はA病院であり、原告は臨床検査科長であった職員です。

被告は、12月2日、原告と面談し、原告の非違行為（医療機器メーカーに対する情報漏えい、他病院の誹謗中傷等、複数の問題行動）を指摘し、厳しい処分になることを告げたうえで、退職するのであれば処分しない旨を伝えました。

同月5日、原告は、「自主的に退職すれば処分を免れるのであれば、退職します」旨発言しました。そこで、被告は、退職意思を確認する質問をした後、退職を承諾する旨の返答をし、未消化の年休を踏まえ、1月20日を退職日とすることを打合せました。

原告は、12月7日に病院を訪れ、私物を持ち帰る等し、以後は病院に出勤しませんでした。

ところが、同月20日、原告代理人の弁護士か

ら、退職の意思の撤回等の主張がなされ、後に裁判にまでなったという事案です。

●一審と控訴審の判断の違い

一審の裁判官は、原告が本心ではなく衝動的に退職すると言ってしまった可能性があるとして、労働契約が合意解約によって終了したとは認められないと判断、原告側を勝たせました。

一方で、控訴審の裁判官は、5日の面談での原告の「退職します」という発言は、それまでの経過やその後のやり取り、7日に私物を持ち帰る等した行動に照らせば、確定的な退職の意思に基づいてされたものであり、被告も、面談時に退職を承諾したものであるから、5日の時点で退職合意が成立しており、その後の撤回はできないとしました。

口頭でのやり取りだけでは、とっても危険
～書面化・証拠化の視点を忘れずに

●証拠なき裁判は水物と心得よ

退職は従業員にとって重大な問題であることから、裁判所は、退職合意の有効性についてかなり使用者側に厳しく認定し、従業員側に有利に判断する傾向があります。

本件では、二審ではかろうじて病院側が勝ちましたが、担当裁判官のさじ加減一つで、結論が大きく変わってしまうことが如実に表れています。証拠のない裁判は水物であり、口頭で退職合意をするだけでよしとするのがどれだけ危険かがわかると思います。

●使いこなせ！特定記録郵便

多くの裁判例は、従業員の退職の意思表示を、

労働契約の合意解約の申込みと解しますので、使用者側が承諾の意思表示をするまでは、従業員側が自由に撤回できることになります。

だから、使用者側としては、従業員の退職申込みがあったら、すぐに書面化・証拠化を検討すべきです。その場で、退職合意書を交わせるのがベストですが、追って速やかに、「退職承諾書」を送付することも有効です。

承諾書の内容は、「×年×月×日付け貴殿からの退職申込みのとおり、貴殿が○年○月○日付けで当社を退職されることを、当社として承諾いたします」程度の簡単なものを、承諾権者である代表者名等ですすだけで OK です。これが届いた後は、退職の撤回ができなくなります。

通知をする場合、普通郵便で送るか、内容証明郵便で送る必要があるか悩まれると思います。この点、普通郵便では、送ったことが証拠に残せませんのでNGです。一方で、内容証明郵便は、証拠としての力は強いですが、相手が警戒して受領拒否をする場合があります。

そんな時に力を発揮するのが特定記録郵便です。特定記録は、送り先のポストに届けたことまでを証明してくれるものです。受取拒否ができないので、非常に使い勝手が良いです。

これを使えば、後で従業員から「届いていない」「見ていない」と言い訳されたとしても大丈夫。なぜなら、ポストに届いても、郵便物を見ているとは限らないですが、最高裁の判例で、書面が自宅の郵便ポストに投函されたのであれば、それを開封していない、見ていない場合でも到達が認められるとされているからです。

～当事務所よりひと言～

レターパック・ライトも特定記録と同じ効果がありますので、たくさん書類等を送る必要がある場合はこちらがオススメです。

また、メールや LINE 等で退職合意をすることも可能ですが、退職や承諾の意思表示は日付を特定して明確に行う必要があることを忘れ

ないでほしいところです。

使いこなせ！特定記録

